

中国における中小企業会計2014についての一考察*

胡 丹

This paper analyses the Chinese accounting for SMEs in 2014. Specifically, this study focuses on the *Small Companies' Accounting Standards* issued on 18th October 2011 by Ministry of Finance People's Republic of China. To better identify the characteristics of Chinese accounting for SMEs, the paper performs comparison analysis among Japan, IASB and China. This paper identifies a number of interesting findings. In China, the average size of small companies is comparable to the size small-middle companies in Japan. The Chinese *Small Companies' Accounting Standards* has a key concept, the Simplification of the common standards, which is based on IASB's standards. However, the characteristics of companies applying the *Small Companies' Accounting Standards* are different from SMEs adopting the IASB's standards. On the other hand, before the *Small Companies' Accounting Standards*' issue, there is a little long way from 2003, showing the anguish of Chinese government to cope with the legislating the accounting standards for SMEs.

Keywords: SME (Small and Medium-sized Enterprise), Accounting for SMEs, China, *The Small Companies' Accounting Standards*, Simplification of the Common Standards

I. はじめに

本稿は、中国における中小企業に関する会計2014を概述するうえで、「小企業会計準則（2011年公布；2013年まで施行）」を中心に考察を進めるものであり、胡丹（2012）を内容的にアップデートしたものである。

中国財政部は2011年10月18日に「小企業会計準則」（财会〔2011〕17号；以下「小企業会計準則」（2011）と記す。）を公布した。「小企業会計準則」（2011）は、2013年1月1日までに施行されることとなっており、またその公布によって、2004年公布された「小企業会計制度」（財政部作成）が廃止された。中国における小企業（定義は第Ⅲ節を参照）に関する会計は、特に2013年以降において、当該準則に基づくものとなっている。したがって、中国における中小企業会計を理解するのに、「小企業会計準則」（2011）に関する理解と考察が欠かせない。

また、中国の中小企業会計を分析する重要性を3つの側面から考えることができる。第1に、周知の

ように、中国はいまや世界経済の成長エンジンであり、GDPが世界2位を占める。経済的重要性から、中国における企業会計の分析が重要である。第2に、その経済的に重要な中国において、中小企業が国の経済を支えている実態がある。たとえば、中国域内にある企業の本数は477万であるが、小企業は企業全体に占める割合について、企業数に関して97.11%、従業員数に関して52.95%、売上高に関して39.34%、資産総額に関して41.97%を占めている¹⁾。中国も他の国と同様に中小企業の経済活動が国の経済基盤となっていることから、中国会計という視点で考えるときでも、中国の中小企業会計が重要なテーマとなる。第3に、国際会計の視点からIASB主導の「会計基準の国際的統一化」、「大企業と区別する中小企業会計のありかたの検討」の波は、中国でも直接的に・間接的にどのような影響を受け、基準作りに至ったのかを確認する必要があると考えられる。

そこで、本稿では、中国における中小企業の会計の重要で最新なる関心事である「小企業会計準則」（2011）に焦点をあて、それがIASBの影響を受け

*本稿は、科学研究費補助金・基盤研究（B）23330152（代表者：河崎 照行）や国際会計研究学会の研究グループの研究成果の一部分である。なお、本稿の作成にあたり、科学研究費補助金・若手研究（B）24730385よりも援助を受けている。

ていたのか、その特徴などについて考究することとする。併せて、2014年現時点、中国の「中小企業の会計」の現状についても整理する。

II. 中国における会計制度体系 (2014)

～中小企業会計制度体系を視野に入れて～

2014年现阶段の中国における会計制度体系は【図表 1】のようにまとめられる²⁾。1985年に公布され、1993年と1999年に2回にわたり改訂された「会計法」はそのフレームワークの上位法律である。当該法律は中華人民共和国の最高国家権力機構である全国人民代表大会で承認され、「中華人民共和国国家主席令」として発効されたものである。

また、「企業財務会計報告条例」は中国の最高国家権力の執行機関である国务院から2000年6月公布され2001年1月から施行された条例である（「中華人民共和国国务院令」として）。外部から資金を調達する企業と大中規模の企業には、財務諸表の作成と対外的な発表について当該条例の適用を受けなければならない。さらに、「企業会計準則」は、国務

院の構成機関の1つである財政部の中の会計司によって作成されるものである³⁾。

加えて、適用企業の違いによって、中国の会計制度体系を確認することができる。2001年1月に施行された「企業会計制度」は、1998年公布された「株式会社有限会社会計制度」を前身の制度に持ち、適用企業が小規模・金融企業以外である⁴⁾。また、「企業会計準則」(2007)は全企業、2011年公布され2013年まで施行された「小企業会計準則」(2011)は小規模企業を適用企業としている。

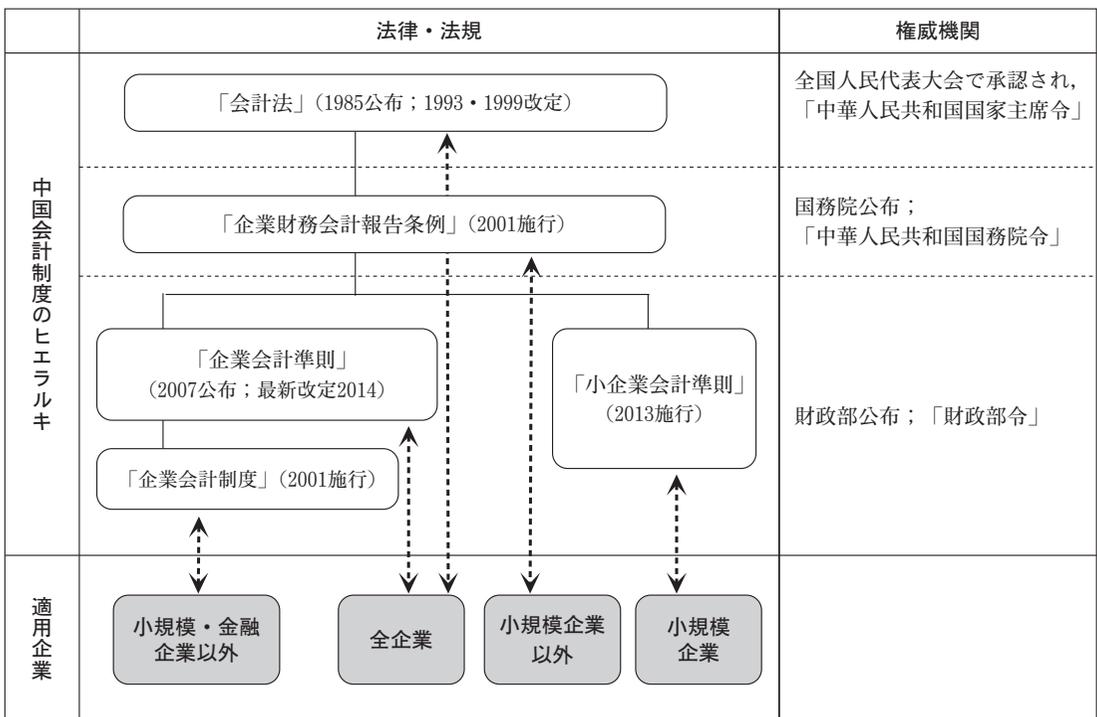
本稿の目的である中国における中小企業会計の状況の解明を鑑みれば、小規模企業を対象とする「小企業会計準則」(2011)が分析の対象となろう。

III. 中国の中小企業の状況と区分

～国際的比較視点をを用いながら～

【図表 1】の中、適用企業が「小規模企業」という記述があったが、どういう基準を持って小規模企業というのか、中国における中小企業の区分について、この節では検討する。

【図表 1】中国における会計制度体系 (2014年)



出所：筆者作成。

【図表 2】中国の中小企業の区分

(単位：人数，万元)

産 業	中 企 業			小 企 業		
	従業員数	売上高	資産総額	従業員数	売上高	資産総額
農林牧漁業	—	500～20000	—	—	50～500	—
工業	300～1000	2000～40000	—	20～300	300～2000	—
建築業	—	6000～80000	5000～80000	—	300～6000	300～5000
卸売業	20～200	5000～40000	—	5～20	1000～5000	—
小売業	50～300	500～20000	—	10～50	100～500	—
運送業	300～1000	3000～30000	—	20～300	200～3000	—
倉庫業	100～200	1000～30000	—	20～100	100～1000	—
郵政業	300～1000	2000～30000	—	20～300	100～2000	—
ホテル業	100～300	2000～10000	—	10～100	100～2000	—
飲食業	100～300	2000～10000	—	10～100	100～2000	—
情報通信業	100～2000	1000～100000	—	10～100	100～1000	—
IT 産業	100～300	1000～10000	—	10～100	50～1000	—
不動産業	—	1000～200000	5000～10000	—	100～1000	2000～5000
不動産管理業	300～1000	1000～5000	—	100～300	500～1000	—
物品賃貸業	100～300	—	8000～120000	10～100	—	100～8000
その他の産業	100～300	—	—	10～100	—	—

出所：「中小企業を分ける規程規定（中小企業划型标准規定）」（工信部联企业（2011）300号）より，作成。

注：①中国の域内にあるすべての企業に適用する。

②「工業」は鉱業，製造業，電力・ガス・水の生産・供給業を含む。

【図表 2】は中国の工業・情報化部，国家統計局，国家発展・改革委員会，財政部が連合して作成された「中小企業を分ける規程規定（中小企業划型标准規定）」（工信部联企业（2011）300号）の規定を参考に，作成したものである。当該規定は，中国において現時点の2014年でも中小企業の区分時に利用される最新規定である。また，比較するために，【図

表 3】において，日本の「中小企業基本法」における中小企業の区分を示しておく。【図表 2】と【図表 3】と比較すると，資産総額と資本金の額を単純に比較できないが，従業員数の側面から，中国において「小企業」と分類された企業が，日本において「中小企業」に分類される可能性があることがわかる。

【図表 3】日本の「中小企業基本法（2013）」における中小企業の区分

	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		うち小規模企業者
	資本金	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
①製造業・建設業・運輸業， その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1 億円以下	100人以下	5 人以下
③サービス業	5000万円以下	100人以下	5 人以下
④小売業	5000万円以下	50人以下	5 人以下

出所：中小企業庁『平成25年度中小企業施策総覧』

注：法人税法における中小企業は「資本金1億円以下の法人」と定義されている。

IV. 中国の中小企業会計にかかる取り組み
～国際的比較視点を取り入れて～

【図表 4】中国の小企業にかかる法律や通達

タイトル	施行時間	発行機関
「中小企業促進法」(中华人民共和国主席令 (第 69号))	2003年 1 月 1 日	2002年 6 月29日第 9 回全国人民代表大会常務委員会第28次会議により承認
「小企業会計制度」(财会 (2004) 2号)	2005年 1 月 1 日	財政部会計司
「非公有制の個人私営企業の発展を支持と誘導するためのいくつかの意見」(国発 (2005) 3号)	2005年 2 月19日	国務院
「国務院による中小企業の更なる発展を促進するためのいくつかの意見」(国発 (2009) 36号)	2009年 9 月19日	国務院
「小企業会計準則」(财会 (2011) 17号)	2013年 1 月 1 日	財政部会計司

【図表 4】は中国の小企業にかかる法律や通達を時系列の順でまとめたものである。2003年 1 月 1 日施行された「中小企業促進法」を皮切りに、中国において、中小企業に対する会計基準の設定が本格化され始め、2011年において、「小企業会計準則」(2011) という形に実を結んだことが読み取れる。

中国における中小企業会計に関する取り組みについて IASB と日本とを対比したものは、【図表 5】

のようにまとめられる。特に2011年公開された「小企業会計準則」は2009年 7 月の IASB による「中小企業版 IFRS」の公表を受けてからの展開と理解すれば、中国は IASB に後追いをしている部分があると理解できる。一方、日本における中小企業会計の取り組みも着々と行われているようである。

【図表 5】中小企業会計に関する取り組み～「IASB」対「中国」対「日本」

	IASB/IASC	中国	日本
1998年 4 月	「中小企業の会計」研究プロジェクト立ち上げ		
2002年 6 月		「中小企業促進法」	「中小企業の会計に関する研究会報告書」(中小企業庁)
2003年 9 月	「中小企業版 IFRS」策定の決定		
2004年 4 月		「小企業会計制度」	
2004年 6 月	「討議資料：中小企業の会計基準に対する予備的見解」		
2005年 2 月		国発 (2005) 3号	
2005年 8 月			「中小企業の会計に関する指針」
2007年 2 月	「公開草案：中小企業版 IFRS」公表		
2009年 7 月	「中小企業版 IFRS」公表		
2009年 9 月		国発 (2009) 36号	
2010年 8-9 月			「中小企業の会計に関する研究会・中間報告書」, 「非上場会社の会計基準に関する懇談会・報告書」
2011年10月		「小企業会計準則」(2011)	

V. 中国の「小企業会計準則」の内容 ～国際的比較視点を取り入れて～

前節では「小企業会計準則」(2011)までの中国における中小企業会計にかかる取り組みについて、国際的比較視点を取り入れながら、分析を試みた。

本節では、「小企業会計準則」(2011)の具体的な内容について、掘り下げて検討したい。

「小企業会計準則」(2011)は、「会計法」(1985公布；1993・1999改定)にしたがい、中国の域内の小企業に適用される(【図表1】を参照)。小企業の規模が小さく、業務内容が単純で、会計専門家が少

【図表6】「小企業会計準則」(2011)の構成と内容

項目	内容
第1章 総則	
第1条	「会社法」が上位規定。
第2条	「中小企業を分ける規程規定(中小企業划型标准規定)」(工信部联企业(2011)300号)に準拠する小企業が適用対象。
第3条	「企業会計準則－具体準則」との関係
第4条	「企業会計準則－具体準則」への適用の変更時の対応
第2章 資産	
第5～6条	資産は、小企業が過去の取引などによって、小企業が所有あるいはコントロールしているもので、小企業に経済的便益をもたらす資源(経済利益的資源)である。小企業の資産は、取得原価で測定されるべきで、減損をしない。
第7条～15条	流動資産について
第16条～26条	長期投資について
第27条～37条	固定資産と生物資産について
第38条～42条	無形資産について
第43条～44条	繰延資産について
第3章 負債	
第45条	負債は、小企業が過去の取引などによって、経済的便益の流出が予想される現時点の義務(現時義務)である。小企業の負債は流動負債と非流動負債に分けられる。
第46条～50条	流動負債について
第51条～52条	非流動負債について
第4章 持分(所有者权益)	
第53条	持分は、小企業の資産から負債を控除したのち、所有者が享有する部分を指し、「実收資本」(あるいは「股本」)、「資本公積」、「盈余公積」と「未分配利潤」に分けられる。
第54条	「実收資本」(小企業への投資者が契約などに基づき、小企業へ投入したもの)について
第55条	「資本公積」(資本剰余金：投資者の出資額が登記資本より超過した部分)について
第56条	「盈余公積」(利益剰余金：法定積立金と任意積立金)について
第57条	「未分配利潤」(未分配利益)について
第5章 収益(収入)	
第58条	収益(収入)は、小企業が日常の生産・経営活動により形成され、持分の増加をもたらす、所有者による資本抛却と関係ない経済的便益の流入(経済利益的总流入)であり、商品販売収益と労務提供収益に分けられる。
第59条～61条	商品販売収益について
第62条～63条	労務提供収益について
第64条	商品販売収益と労務提供収益が同時に生じた場合

第 6 章 費用	
第65条	費用は、小企業が日常の生産・経営活動の中発生し、持分の減少をもたらし、所有者による資本抛却と関係ない経済的便益の流出（経済利益の総流出）である。
第66条	小企業の費用は、発生主義に基づき計上されるべき。
第 7 章 利益（利潤）および利益分配	
第67条	利益は、小企業が一定会計期間における経営成果を指す。
第68条	営業外収入について
第69条	政府補助について
第70条	営業外支出について
第71条	所得税について
第72条	投資者への分配について
第 8 章 外貨業務	
第73条	小企業の外貨業務は、外貨の取引（外幣取引）と財務報告に計上する外貨の取り扱いに分けられる。
第74条	外貨の取引（外幣取引）について
第75～76条	記帳する貨幣と金額について
第77条	外貨建ての貨幣性項目と非貨幣性項目の会計処理について
第78条	外貨建ての財務諸表を作り直すとき、決算日の為替レートを適用すべき
第 9 章 財務報告（財務報表）	
第79条	財務報告は、小企業の財務状況、経営成績およびキャッシュ・フローの構造的描写（结构性表述）であり、少なくとも「資産負債表」、「利潤表」、「現金流量表」および「附注」で構成される。
第80条	「資産負債表」について
第81条	「利潤表」について
第82～85条	「現金流量表」とその中身について
第86条	「附注」について
第86～88条	その他
第10章 附則	
第89条～90条	本準則の適用範囲。2013年1月1日施行と同時に「小企業会計制度」（2004）廃止。
付録：会計勘定、主要帳簿処理および財務報告	

なく、会計情報利用者のニーズが相対的に単一であることから、「小企業会計準則」は簡素化されるべきである（簡化要求）とされている（『小企業会計準則解釈』5頁）。

「小企業会計準則」（2011）は本文が10章90条、付録1つで構成されている。その内容を一覧表示したのが【図表6】である。

「小企業会計準則」（2011）はまず上位規定や適用範囲企業などについての記載がある第1章：総則で始まり、財務諸表の構成要素に沿った形で、第2章：資産；第3章：負債；第4章：持分；第5章：収益；第6章：費用；第7章：利益およびその分配が続く。さらに、最後の第8章：外貨業務；第9章：

財務報告はディスクロージャーを意識する財務諸表の内容・開示についての規定となっている（【図表6】）。

中身を確認すると、随所において小企業に対して、会計処理の簡素化の規定が見受けられる。たとえば、小企業の資産について、取得原価で計上され、減損を行わない（第6条）。また、第8章の外貨業務に関しては、貨幣性項目と非貨幣性項目の取り扱いの違いを明確にしながら（第77条）、日本の会計基準のように本店・在外支店・在外子会社の会計処理について、別々の換算基準の利用をしない。

「小企業会計準則」（2011）の内容をより詳細に検討するために、IASB「中小企業版 IFRS」（2009）

と対比して分析を行った。【図表7】はその対比分析の結果をまとめたものである。

紙幅からみると、中国の場合、本文が10章90条、付録1つであるのに対して、IFRSは本文とBasis

for Conclusions および Checklist の3つで構成され（参考文献を参照）、本文だけで35セクション、232頁にも及ぶ。また、適用企業の違いについては、前述のように中国の適用対象の条件は、「中小企業

【図表7】中国「小企業会計準則」(2011) 対 IASB「中小企業版IFRS」

比較項目	中国「小企業会計準則」(2011)	IASB「中小企業版IFRS」
紙幅	本文が10章90条、付録1つ。	本文とBasis for Conclusions および Checklist の3つで構成され（参考文献を参照）、本文だけで35セクション、232頁に及ぶ。
適用対象	「中小企業を分ける規程規定（中小企業划型标准規定）」（工信部联企业(2011) 300号）に準拠する小企業（第2条、具体的には第Ⅲ節を参照）。	社会的説明責任のない企業であり、かつ外部の財務諸表利用者に一般目的財務諸表を公表する企業（セクション1）。
概念フレームワーク	右項の内容がほとんどなく、条文の中から、財務諸表の構成要素には資産、負債、持分、収益および費用があることが読み取れる。	財務諸表の目的、情報の質的特性、財務諸表の構成要素、構成要素の認識・測定、発生主義、財務諸表の認識など詳しく記載されている（セクション2）。
上記のことから、IASBのほうは分量が多く、中国のものより広範であることがわかった。下記において、中国の条文の分類に従い、各構成要素の定義のみに注目し比較する。		
資産	資産は、小企業が過去の取引などによって、小企業が所有あるいはコントロールしているもので、小企業に経済的便益をもたらす資源（経済利益的資源）である（第5条）。小企業の資産は①流動資産、②長期投資、③固定資産と生物資産、④無形資産、⑤繰延資産に分けられる（第7～44条）。	資産とは経済主体によってコントロールされる、主体に経済的便益の流入が期待されるまたは過去のイベントの結果としての資源である（セクション2、15条）。資産項目は①現金および現金同等物、②取引関係やその他の売上債権、③金融資産（①、②および③を除く）、④棚卸資産、⑤有形固定資産、⑥公正価値で評価される投資資産、⑦無形資産、⑧取得原価－減価償却費累計額－修繕費で評価される生物資産、⑨公正価値で評価される生物資産、⑩関係会社（associates）への投資、⑪合併会社（jointly controlled entities）への投資、⑫当期税金と関わる資産（assets for current tax）、⑬繰延税金資産である（セクション4、2条）。
負債	負債は、小企業が過去の取引などによって、経済的便益の流出が予想される現時点の義務（現時点義務）である。小企業の負債は流動負債と非流動負債に分けられる（第45条）。	負債とは過去のイベントから生じた経済主体の現時点の義務であり、または経済的便益をもたらす資源の経済主体からアウト・フローの生成が予測される清算による義務である（セクション2、15条）。負債項目は①取引関係やその他の売上債務、②金融負債（①および⑤を除く）、③当期税金と関わる負債（liabilities for current tax）、④繰延税金負債、⑤引当金である（セクション4、2条）。
持分	持分は、小企業の資産から負債を控除したのち、所有者が享有する部分を指し、「実收資本」（小企業への投資者が契約などに基づき、小企業へ投入したもの）、資本剰余金、利益剰余金、未分配利益に分けられる（第53条）。	持分とは経済主体の資産からすべての負債を除いてあとの残余持分である（セクション2、15条）。持分は認識された資産マイナス認識された負債の差である（セクション2、22条）。持分項目は①少数株主持分、②親会社株主持分（equity attributable to the owners of the parent）である（セクション4、2条）。
収益	収益（収入）は、小企業が日常の生産・経営活動により形成され、持分の増加をもたらす、所有者による資本拠出と関係ない経済的便益の流入（経済利益的総流入）であり、商品販売収益と労務提供収益に分けられる（第58条）。	IFRSは①包括利益計算書のみ、または②包括利益計算書と損益計算書の2つをパフォーマンス表示するのに認める（セクション2、23条）。Incomeとは、出資者の拠出ではない持分の増加を生じさせる資産の増強または負債の減少の形とした、報告期間における経済的便益の増加である（セクション2、23条）。収益項目は①収益（revenue）、②関係会社への投資による収益、③a)非継続事業による税引き後利益または損失とb)非継続事業における純資産の除去または公正価値マイナス販売費用で認識される税引き後利益または損失、のすべてを1つにした場合の純額（セクション5、5条；7条）。
費用	費用は、小企業が日常の生産・経営活動の中発生し、持分の減少をもたらす、所有者による資本拠出と関係ない経済的便益の流出（経済利益的総流出）である（第65条）。	Expensesとは、出資者の拠出ではない持分の減少を生じさせる資産の減耗または負債の増加の形とした、報告期間における経済的便益の減少である（セクション2、23条）。費用項目は①金融費用、②関係会社への投資による損失、③税金費用、④a)非継続事業による税引き後利益または損失とb)非継続事業における純資産の除去または公正価値マイナス販売費用で認識される税引き後利益または損失、のすべてを1つにした場合の純額（セクション5、5条；7条）。

を分ける規程規定 (中小企業划型标准規定) (工信部联企业 (2011) 300号) に準拠する小企業であるが、IFRS では社会的説明責任のない企業であり、かつ外部の財務諸表利用者に一般目的財務諸表を公表する企業 (セクション 1) となっている。さらに、概念フレームワークのようなものは中国基準にはないのである。

加えて、【図表 7】の後半の部分において、範囲が比較的狭い中国の条文の分類に従い、財務諸表の構成要素の定義に着目し比較した。資産、負債、持分、収益および費用の定義について、中国の条文でいう「経済利益の資源」は「経済的便益」(economic benefit) と同義であることから、中国のものと IASB のものがほぼ同じであるといえる。

このように、IASB のほうは分量が多く、中国のものよりも広範であるが、中心概念における本質的な差異が認められない。

VI. むすび

本稿では、中国における中小企業に関する会計を概観するとともに、2010年公布され2013年までの施行が要求された「小企業会計準則」(2011)を中心に考察を試みた。そこで、下記に示す考察の結論をまとめることでむすびに代えたい。

- (1) 中国における会計制度体系 (ヒエラルキ) は、「会計法」が最上位法律であり、「企業財務会計報告条例」が第 2 位法規で、また財政部が公布されている諸準則が第 3 位のもので構成される (【図表 1】)。こうした会計制度のヒエラルキの中、「小企業会計準則」(2011) は、「会計法」に準拠した上、中国における小規模企業の会計に関わる中心的な規定となっている。
- (2) 従業員数、売上高および資産総額を用いて、中国は中企業と小企業の区分をしている (【図表 2】)。一方、中国において「小企業」と分類された企業が、従業員数の側面から見る場合、日本における「中企業」に分類されることもあることから、国によって、分類基準は異なっているといえる (【図表 3】)。
- (3) 中国は2003年 1 月 1 日施行された「中小企業促進法」を嚆矢に、中国における中小企業にかかる法律や通達が数年一度のペースで公布されるようになった (【図表 4】)。IASB と日本との比較から、中国における中小企業にかかわる法律などの

施行は IASB の後追い感が否めないが、非常に遅れた動向になっているとも言えないようである (【図表 5】)。

- (4) 中国における中小企業に関わる会計の中心的役割を果たす「小企業会計準則」(2011) の基本方針は、一般的な会計準則よりも小企業会計が簡素化すべきであるとしている (簡化要求)。適用対象である「小企業」とは、「中小企業を分ける規程規定 (中小企業划型标准規定) (工信部联企业 (2011) 300号) に準拠する小企業であり、産業別の差が大きい、従業員数が少なくとも300名以下、売上高が農林漁業の場合500万元以下; 建築業の場合6000万元以下の企業である (【図表 2】)。IASB の「中小企業版 IFRS」の適用対象が社会的説明責任のない企業であり、かつ外部の財務諸表利用者に一般目的財務諸表を公表する企業 (セクション 1) であることを想起すれば、適用対象という側面からは、IASB と中国との間、大きな差があると理解できる (【図表 7】)。
- (5) 「小企業会計準則」(2011) は本文が10章90条、付録 1 つであり、第 1 章: 総則、第 2 章: 資産、第 3 章: 負債、第 4 章: 持分、第 5 章: 収益、第 6 章: 費用、第 7 章: 利益およびその分配、第 8 章: 外貨業務; 第 9 章: 財務報告で構成される。条文の中身を吟味すると、会計処理の簡素化の思想が読み取れる規定は随所存在する。たとえば、小企業の資産の評価について、取得原価が用いられ、減損も行わないとしている (第 6 条)。
- (6) 「小企業会計準則」(2011) と IASB 「中小企業版 IFRS」(2009) と対比し、分析した結果、IASB のほうは分量が多く、中国のものよりも広範であることがわかり、IASB にある概念フレームワークのようなものは中国基準にはないことがわかった。しかしながら、資産、負債、持分、収益および費用などの中心概念における本質的な差異が認められない (【図表 7】)。

注

- 1) 「小企業会計準則 (公開草案) (2010)」の起草説明 1 頁; 『小企業会計準則解釈』4 頁。
- 2) 個々の会計制度について、胡丹 (2003a) および胡丹 (2008)、また2011年までの状況については胡丹 (2012) を参照されたい。
- 3) 「会計制度」と「会計準則」の区別について、たとえば、葛家樹 (2001) がある。
- 4) 1998年公布された「株式有限会社会計制度」は当時

注目される会計制度であり、それがあつたことで中国会計は国際会計基準との差が縮まったといわれている。 Bao and Chow (1999), p.91; Chen et al. (1999), p. 99; 胡丹 (2001), 137-141頁。

参考文献

- 小津稚加子 (2009) 「SME版IFRSの開発過程—公開草案(ED)構造化はどのようになされたのか—」『経済学研究』第75巻第5・6合併号, 65~77頁。
- 河崎照行 (2004) 「中小会社会計基準の国際的動向」『企業会計』第56巻第7号, 117~124頁。
- 河崎照行 (2011a) 「『中小企業会計指針』を巡る現状と課題」『産業経理』第70巻第4号, 26~34頁。
- 河崎照行 (2011b) 「『中小企業版IFRS』の特質と導入の現状」『会計』第178巻第6号, 1~12頁。
- 国際会計研究学会・研究グループ報告(中間報告)「各国の中小企業版IFRSの導入実態と課題」2010年8月。
- 国際会計研究学会・研究グループ報告(最終報告)「各国の中小企業版IFRSの導入実態と課題」2011年8月。
- 胡丹 (2001) 「中国における市場改革及び国際会計基準導入への対応」『六甲台論集』第48巻第1号, 133~150頁。
- 胡丹 (2003a) 「中国新興資本市場の特徴と会計システムの国際的調和化」『産業経理』第63巻第1号, 113~124頁。
- 胡丹 (2003b) 「会計数値の価値関連性についての一考察—上海証券取引所の上場企業からの実証研究—」『東アジア研究』第2号, 87~100頁。
- 胡丹 (2003c) 「国際会計基準に基づく財務情報の価値関連性—上海証券取引所の上場した企業からの実証的証拠—」『会計プロGRESS』第4号, 71~84頁。
- 胡丹 (2005) 「国際会計基準導入を巡る議論—各国の対応・その特徴・問題点—」『環太平洋経営研究』第6号, 81~101頁。
- 胡丹 (2008) 「中国における証券市場の発展と会計基準のグローバル化」『経済科学』第56巻第1号, 1~12頁。
- 胡丹 (2012) 「中国における中小企業会計2011についての一考察—国際的比較視点をういながら—」『経済科学』第59巻第4号, 115~127頁。
- 平賀正剛 (2009) 「中小企業のためのIFRSに関する一考察」(国際会計研究学会報告資料)。
『平成25年度中小企業施策総覧』中小企業庁。
- Bao, B., and L. Chow (1999), "The Usefulness of Earnings and Book Value for Equity Valuation in Emerging Capital Markets: Evidence from Listed Companies in the People's Republic of

China," *Journal of International Financial Management and Accounting*, Vol.10, No.2, pp.85-104.

Chen, C. J. P., F. A. Gul, and X. Su (1999), "A Comparison of Reported Earnings under Chinese GAAP vs. IAS: Evidence from the Shanghai Stock Exchange," *Accounting Horizons*, Vol.13, No.2, pp.1-20.

IASB (2009a), *IFRS for SMEs*, International Accounting Standards Board.

IASB (2009b), *Basis for Conclusions on IFRS for SMEs*, International Accounting Standards Board.

IASB (2009c), *Illustrative Financial Statements Presentation and Disclosure Checklist on IFRS for SMEs*, International Accounting Standards Board.

葛家樹 (2001) 「会計制度と会計準則」『会計研究』2001年1月号。

孔光国 (2009) 『中小企業会計準則問題研究』東北财经大学出版社。

工信部联企业 (2011) 300号「中小企業を分ける規程規定(中小企業划型标准規定)」工業・情報化部, 国家統計局, 国家發展・改革委員会, 財政部。

国经贸中小企 (2003) 143号「中小企業規程暫定規定」国家经济贸易委员会, 国家發展計划委员会, 財政部, 国家統計局。

国発 (2005) 3号「非公有制的個人私營企業の發展を支持と誘導するためのいくつかの意見」中国国務院。

国発 (2009) 36号「国務院による中小企業の更なる發展を促進するためのいくつかの意見」中国国務院。

财会 (2004) 2号「小企業会計制度」中国財政部会計司。

财会 (2010) 65号「小企業会計準則(公開草案)」中国財政部会計司, 2010年11月。

财会 (2011) 17号「小企業会計準則」中国財政部, 2011年10月。

小企業会計準則研究班 (2012) 『小企業会計準則解釈(小企業会計準則讲解)』東北财经大学出版社。

中华人民共和国主席令第69号「中小企業促進法」2002年6月。

中国財政部会計司「小企業会計準則(公開草案)の起草説明」, 2010年11月。

(名古屋大学大学院経済学研究科)